

「令和8年度（2026年度）医療費分析等事業」業務委託基本仕様書

1 業務名

「令和8年度（2026年度）医療費分析等事業」

2 契約期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月12日（金）まで

3 業務の目的

- (1) 本県医療費の現状や傾向について、死亡や健康寿命その他の保健に関する指標との関連も踏まえて把握することで、県や市町村において重点的に取り組むべきポイントを明確にする。
- (2) 市町村における基礎データや保健事業の取組状況、保険者努力支援における点数獲得状況等を一元的に把握・可視化するための手法を開発し、国保ヘルスアップ支援事業の一層の推進及び効率化につなげる。

4 業務の内容

受託者は、3に掲げる目的を達成するため、次の業務を実施すること。

- (1) 本県医療費について次に掲げる分析・考察を行うこと。また、その内容や分析結果の具体的な活用方法について、市町村や関係機関に説明を行うこと。

① 本県における人口1人当たり医療費の高い上位10疾病ごとに、その現状や傾向、死亡や健康寿命その他の保健に関する指標との関連について、次に掲げる観点から可視化した上で、分析・考察を行うこと。

ア 5に掲げる提供データや公表データを用いて、医療費の3要素（受診率・1件あたり日数・1日当たり医療費）別、保険者別、地域別、年齢階級別その他有用な項目について、全国比較及び経年比較を行うこと。

イ 公表データの特定健診結果データ等を基に、有所見者割合や有所見の分類をマッピングするなどして可視化すること。

（参考）令和5年度特定健診データ集（市町村別）

<https://www.kokuho-kumamoto.or.jp/kyougikai/kiji003910/index.html>

- ② 医療費適正化に資する取組の現状や傾向を把握するため、次に掲げる項目

について全国比較及び経年比較を行い、可視化した上で分析・考察を行うこと。

ア 後発医薬品・バイオシミラーの普及状況、リフィル処方箋の実施状況

イ 急性気道感染症・急性下痢症に対する抗菌薬処方状況

ウ 白内障手術や化学療法の外来での実施状況

③ 上記①②の分析結果や考察、分析結果の具体的な活用方法について市町村や関係機関へ説明を行うこと。なお、集合形式（オンライン含む）での実施を想定しているが、時期や実施方法については委託者と協議のうえ決定するものとする。

（２）市町村の取組状況等把握のための手法の開発

県内市町村における医療費や特定健診結果などの基礎データのほか、保健事業等の実施状況、保険者努力支援における点数獲得状況などを一元的・迅速に把握・共有するための手法を開発すること。なお、県が把握する場合と、県に限らず市町村も把握・共有できるようにする場合の２パターンを検討すること。

このとき、手法のアウトプットイメージを示しつつ、手法を導入するにあたってのメリット・デメリットや課題、他都道府県の事例や国の動きについても整理すること。

（３）上記（１）（２）の実施を踏まえ、報告書を作成すること。

５ 提供データ等

委託者から提供するデータ等は以下のとおり。分析にあたっては、委託者から提供するデータ以外にも、オープンデータ等も積極的に活用すること。その他、分析に必要なデータについては別途協議すること。

（１）NDB データ都道府県別データ（データブック）2020 年度～2024 年度分

（２）KDB システム、特定健診等データ管理システムで管理されているデータ

6 成果品

以下を電子媒体で提出すること。

- (1) 業務実施体制及び業務スケジュール
- (2) 4 (3) に示す報告書
- (3) 精算報告書
- (4) その他、委託者と協議して定めるもの

※ (1) については契約締結後速やかに、(2) (4) については委託者と協議した期日までに、(3) については契約終了日までに提出し、委託者の確認を受けること。

※ 電子媒体に保存する形式は、MicrosoftWord、同 Excel、同 PowerPoint で読み可能な形式とし、また、それらを PDF 形式により複製したものも、併せて提出すること。なお、他の形式を用いる場合は、事前に委託者と協議すること。

※ 成果品に用いた図表等については、委託者において改変が可能な元データも併せて提出すること。

7 受託者の責務

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たり、本仕様書に定める事項を確実に行うこと。
- (2) 受託者は、本業務の実施に関する書類や会計帳簿等を整備し、業務完了日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- (3) 受託者は、不測の事態により定められた期日までに業務を終了することが困難となった場合には、遅滞なくその旨を委託者へ連絡し、その指示を受けるものとする。この場合、受託者は、業務が困難となった事情を速やかに解決し、業務の遅れを回復するように努めなければならない。
- (4) 受託者は、業務の過程において委託者から指示された事案については、迅速かつ的確に対処し、実施すること。
- (5) 受託者は、本業務の実施において、関係者等に対し、自社の宣伝又は営業目的と思われるような行為等を行ってはならない。
- (6) 委託者及び受託者は、本業務の実施に当たり、仕様内容の単価、員数等に大幅な変更が生じた場合は、双方協議のうえ、契約変更を行うものとする。

- (7) 受託者は、本業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得たときは、この限りでない。なお、委託者の承諾を得る場合は、事前に再委託する業務の範囲及び再委託先を委託者に書面で申請すること。
- (8) 関係法令を遵守し業務に当たること。

8 留意事項

- (1) 本業務の遂行に当たっては、常に委託者と密接な連携を図り、業務の各段階で委託者と協議すること。ただし、打合せは短縮して実施できるよう、受託業者で可能な限り内容を明確にするとともに、決定事項は受託業者で記録を残し、速やかに県に提出すること。
- (2) 業務仕様書の内容は、契約後、提案・委託限度額の範囲内で変わることがある。
- (3) 本業務で作成した成果物の著作権は、熊本県に帰属するものとする。なお、成果物によっては、県及び企業等が業務を行う際に使用することがある。
- (4) 受託者は、本業務を通じて知り得た個人情報等について、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後も同様とする。
- (5) 受託者は、自己責任においてデータ漏えい、滅失毀損等の防止に努めること。また、受託者の責任に起因する情報漏えい等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置は全て受託者が負担するものとする。契約終了後も同様とする。
- (6) 本業務の実施に当たっては、関係法令の他、令和8年度国民健康保険者努力支援交付金（事業費分・事業費連動分）交付要領（令和8年4月7日付け保国発0407第3号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）に基づき実施すること。なお、この業務委託は、国の補助金を財源とする業務委託であるため、業務完了時に実績額に合わせた委託料の精算を行う。業務完了時に提出する報告書とともに精算報告書も提出すること。精算報告額は、当初契約した委託料の額を超えない範囲で、国の補助対象経費として認められる額とする。
- (7) 業務仕様書に記載されていない事項は、委託者及び受託者の協議の上定める。